

最高裁判所（第二小法廷） 平成●●年（○○）第●●号 所得税更正処分取消等請求上告事件
国側当事者・国

平成27年3月13日棄却・確定

（控訴審・東京高等裁判所、平成●●年（○○）第●●号、平成24年7月19日判決、本資料262号－154・順号12004）

（第一審・東京地方裁判所、平成●●年（○○）第●●号、平成22年11月18日判決、本資料260号－204・順号11560）

決 定

上告人	K
上告人	L
上告人	M
上告人	N
上記4名訴訟代理人弁護士	橋本 浩史 ほか
被上告人	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	大西 篤史

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人らの負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成27年3月13日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 千葉 勝美

裁判官 小貫 芳信

裁判官 鬼丸 かおる

裁判官 山本 庸幸